

昭和二十四年十一月十五日
答弁 第二一〇号

(質問の 二〇)

内閣衆甲第八一号

昭和二十四年十一月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員田中堯平君提出果実の国鉄運賃等級等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中堯平君提出果物の国鉄運賃等級等に関する質問に対する答弁書

一 現行等級制度では、かさ高貨物(軽量品)に対しては重量貨物に較べて車扱の場合は等級を引下げている。

りんご、みかん等と、びわ、ぶどうの等級が異なるのはこのかさ高の関係からであるから改正するつもりはない。

二 現行賃率は、わが国の地理的關係を考慮して次のような遠距離逓減を行つているので、これ以上逓減率を強化することは考えられない。

最初の賃率地帯(一〇粒)の賃率を一〇〇とすると

粒別	指数
10	100
20	67
30	56
40	51
50	47
100	41
200	30
300	27
400	25
500	23
750	21
1,000	21
1,500	19
2,000	19

三 列車指定制度は、鉄道輸送力と密接な関係があるので、輸送力の実情に応じて列車指定料金は考慮したい。

四 鉄道運賃の引上げに伴って値上げはしない。
右答弁する。